



議案第二十一号

三朝町国民健康保険診療所使用料等条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険診療所使用料等条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年三月十八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町国民健康保険診療所使用料等条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険診療所使用料等条例（昭和四十五年三朝町条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（手数料の額）

第三条 手数料の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-------|---------------|
| 一 普通診断書 | 一通につき | 三百円（一増す毎に百円） |
| 二 死亡診断書 | 一通につき | 五百円（一増す毎に二百円） |
| 三 健康診断書 | 一通につき | 三百円（一増す毎に百円） |
| 四 死体検案書 | 一通につき | 五百円（一増す毎に二百円） |
| 五 変死体検案書 | 一通につき | 千円（一増す毎に三百円） |
| 六 生命保険加入診断書 | 一通につき | 千二百円（往診千八百円） |

- 七 生命保険受領診断書
一通につき 千五百円
- 八 恩給診断書
一通につき 千五百円
- 九 刑事事件裁判用診断書
一通につき 千五百円
- 十 猟銃、空気銃所持許可申請用診断書
一通につき 三百円（一通増す毎に百円）
- 十一 中部交通災害治療証明書
一通につき 障害 二百円
死亡 千五百円
- 十二 普通死体検案料
一件につき 五百円
- 十三 変死体検案料
一件につき 千五百円
- 十四 その他の証明書
一通につき 三百円

附 則

（施行期日）

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。